平成２３年（フ）第３２３号
茨城県土浦市中神立町12番地２　ウィンリバーハイツＤ―201
債務者　齋藤美由貴
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３２４号
茨城県つくば市吾妻４丁目12番地１　111棟201号
債務者　田崎　直美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２１号
栃木県真岡市小橋73番地
債務者　舘　　静江（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第４９２号
埼玉県熊谷市船木台５丁目８番地８
債務者　坂本　幸子（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５０７号
埼玉県熊谷市久下２丁目155番地１　コーポ菅谷104
債務者　佐藤　　武
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５０８号
埼玉県深谷市上手計133番地
債務者　清水　清美（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５１５号
埼玉県熊谷市石原2038番地２　スカイホームズ201
債務者　若林　由美
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４０１号
千葉県市川市北国分４丁目10番９号
債務者　横田　初美
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５５７号
石川県白山市八ツ矢新町29番地
債務者　長瀬　　淨
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５７９号
金沢市増泉４丁目１番25号　ラルジュ増泉203号、従前の住所石川県石川郡野々市町矢作３丁目169番地の１
債務者　浦田真由美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２７６号
長野県安曇野市豊科高家3700番地83
債務者　酒井冨久子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２８３号
長野県松本市筑摩２丁目19番28号　アーバンのぐちＡ101
債務者　宮嶋　幸紹
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２９４号
長野県松本市大字笹賀2232番地３、前住所長野県北安曇郡白馬村大字北城12133番地２
債務者　梶　　裕子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３０５号
愛知県東海市高横須賀町４丁目101番地　ソフィア東海303号、前住所長野県北安曇郡白馬村大字北城12133番地２
債務者　梶　　彰克
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３１８号
長野県安曇野市豊科5176番地２メゾントゥエルブ104
債務者　松永　佳祐
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６３８号
愛知県豊田市四郷町山畑61番地　杉浦ハイツ203号、前住所愛知県豊田市四郷町亀井51番地
債務者　前添　広冨
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３９号
愛知県碧南市久沓町４丁目９番地　ハイツ北新川203号、旧住所愛知県碧南市堀方町３丁目63番地４
債務者　砂川恵理子（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係